



2026年1月8日

各 位

会社名 株式会社ニチレイ
代表者名 代表取締役社長 大櫛 顕也
(コード番号 2871_東証プライム)
問合せ先 広報I R部 広報グループ
(TEL 03-3248-2235)

株主優待制度の導入に関するお知らせ

当社は、下記の通り、株主優待制度の導入について決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待制度導入の目的

この度、当社は、外部環境の変化に鑑み、株主還元の在り方について改めて検討を重ねた結果、株主還元方針を変更し、株主優待制度の導入を決定いたしました。

株主の皆様の日頃のご支援に感謝し、当社グループが展開する事業への理解を深めていただくとともに、当社株式への投資に対する魅力を高め、中長期的に保有していただく株主様の増加を図ることが当社の企業価値向上に繋がると判断しております。

2. 株主優待制度の概要

(1) 対象となる株主様

毎年3月末日（基準日）現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社普通株式500株（5単元）以上の株式を保有されている株主様

(2) 優待内容

対象となる株主様の保有株式数及び継続保有期間に応じて、当社グループ商品の詰め合わせを進呈いたします。

保有株式数	継続保有期間	優待内容
500株以上	3年未満	2,500円相当の当社グループ商品の詰め合わせ
	3年以上	3,500円相当の当社グループ商品の詰め合わせ

* 「継続保有期間：3年以上」とは、毎年3月末日及び9月末日における当社株主名簿に、基準日（毎年3月末日）から遡って、当社普通株式500株（5単元）以上を同一株主番号で連続して7回以上記載または記録されていることを指します。

* 優待内容は変更する場合があります。

(3) 優待のご案内時期

申込方法等のご案内については、毎年6月開催の当社定時株主総会終了後に送付する配当関

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主優待制度の導入に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出し目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

係書類に同封してお送りする予定です。

3. 株主優待制度の開始時期

2026年3月末日を基準日とする株主名簿に記載または記録された株主様のうち、当社普通株式を500株（5単元）以上保有されている株主様から進呈を開始いたします。

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主優待制度の導入に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。